

亀山里山公園「みちくさ」

～自然を学び、自然に親しむ～

亀山里山公園「みちくさ」は、約3.5haの荒地を整備し、多くの生き物が生息できる里山へ復元することで、豊かな自然とふれあえる憩いの場・環境学習の場として親しまれています。

園内では、5月から10月末まで、ザリガニ釣り体験も行われています。

ところ 亀山里山公園「みちくさ」  
(亀山市椿寺町407-1)

開園時間 午前8時30分～午後5時(12月29日～1月3日は休園)  
※季節により閉園時間が異なります。

入場料 無料

アクセス 東名阪自動車道「亀山IC」から国道1号線を鈴鹿方面へ約10分

問合せ先 亀山市環境産業部環境保全室  
☎0595-82-8081



青山ハーモニー・フォレスト

～自然とふれあう交流の場～

青山ハーモニー・フォレストは、青山高原の麓にある、大自然を身近に感じさせてくれる交流の場で、地元の人々の憩いの場でもあります。



敷地内には、学習棟や芝生広場、ちびっこ広場、遊歩道、オートキャンプ場、バーベキュー場などがあり、自然体験学習やグリーンツーリズムを気軽に体験できます。また、パークゴルフ場は、日本パークゴルフ協会の認定コースです。

小さな子どもからお年寄りまで、自然を肌で感じ、満喫できる施設が多くありますので、ぜひご利用ください。

ところ 青山ハーモニー・フォレスト(伊賀市種生3137-1)  
アクセス 名阪上野東I.Cから青山方面国道165号まで約20分。国道165号交差点を南に県道を経て約10分。

問合せ先 青山ハーモニー・フォレスト管理事務所  
☎/☎ 0595-55-2255  
伊賀市青山支所振興課  
☎0595-52-1114/☎0595-52-2174

学習情報番組 とびだせ!わくわく学習室

小学生を対象にした学習情報番組を、あいコムこうか11チャンネルで放送しています。各学年・教科のポイントを、わかりやすく10分ずつまとめています。ぜひご覧ください。

【時間】17時30分～18時(30分間)  
(再放送 19時30分～20時)

放送日	4月25日～5月1日	5月2日～5月8日	5月9日～5月15日
①10分	2年生・国語① かんざつ名人になろう	3年生・国語① 手紙を書こう	4年生・国語① 新聞をつくろう
②10分	4年生・算数① 角度	5年生・算数① 体積	6年生・算数① 円の面積
③10分	6年生・英語① 友だちの誕生日を調べよう	3年生・社会① 甲賀市の様子	3年生・理科① 太陽とかげの動き

問い合わせ 学校教育課 ☎86-8020/☎86-8380

行政情報番組 きらめきこうか

市政情報や地域の催しなどを放映しています。ぜひご覧ください。  
(※あいコムこうか光テレビ11チャンネルの有料契約が必要となります)

【平日/1日8回放送】10時・13時・15時30分・17時・18時30分・20時30分・22時・23時30分

【休日/1日7回放送】10時・13時・15時30分・17時・20時・22時・23時30分

問い合わせ 広報課 ☎65-0675/☎63-4619

放映日	4月30日～5月7日	5月7日～5月14日
コーナー名	ふるさと甲賀 歴史探訪	「甲賀」のルーツ
とびだせ! ワクワク放送室	—	(再) 佐山小学校
エンディング	水口東保育園 りすぐみ	岩上保育園

※番組は、毎週土・水曜日18時30分に更新しています。都合により番組内容を変更する場合があります。

# 総合補償で 市民活動の安心を後押し

この制度は、区・自治会や自治振興会、NPO、ボランティア団体などの市民活動中の事故を市が補償するものです。

## 補償制度の対象になる活動

市内に活動の拠点を置き、5人以上の共通の目的を持った市民によって組織された市民団体等が行う地域社会活動や社会教育活動など、本来の仕事から離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時の公共性(公益性)のある直接的な市民活動中での事故が対象となります。(宗教、政治・営利を目的とした活動は対象となりません。)

## 補償内容

### 賠償責任保険

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

### 傷害保険

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被つたり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

対象とならない主な事故

- ・指導者や参加者の故意による事故
- ・地震や洪水などの自然災害による事故
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- ・無資格運転や酒酔い運転
- ・スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- ・山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- ・施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内因による事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症候のないむち打ち症や腰痛

## 活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」を提出してください。

## 事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市

賠償責任保険	
区分	補償限度額
対人賠償	1名 6,000万円
	1事故 2億円
財物賠償	1事故 100万円
保管物賠償	1事故 100万円
1事故につき、20,000円は免責で自己負担	

傷害保険	
区分	給付限度額
死亡	1名 100万円
後遺障害	1名 3万円～100万円
入院	1名 1日 2,000円 (180日限度)
通院	1名 1日 1,000円 (90日限度)
入院・通院補償金は、事故日より合算して180日が限度	

市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

地域コミュニティ推進室 地域コミュニティ推進係  
☎65-0687/☎63-14554